

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」
 春季火災予防運動始まる

3月1日(日)～7日(土)の一週間、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

この季節は空気が非常に乾燥し、風の強い日が多いことから火災が発生しやすく、また一旦火災が発生すると急速に延焼拡大し、大火となる危険性が高くなることから、毎年この時期に改めて、住民の皆さんに「火の用心」に対する関心を持っていただき、火災予防思想の普及並びに啓発を行うことを目的に実施しています。

*毎年建物火災による死者(放火自殺を除く。)のうち、約9割が住宅火災によるもので、特に高齢者、幼児等の死者発生率が高くなっています。お年寄りや子どもは生活する部屋は、一階の避難しやすい所に取るようにしましょう。

この運動を契機に各家庭各職場の火を使用する設備(石油ストーブ等)や電気器具等の点検整備を実施してください。

※住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

― 3つの習慣・4つの対策 ―

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【全ての一般住宅に『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられました。】

- 新築住宅：平成18年6月1日から設置が義務付けられました。
- 既存住宅：平成23年5月31日までに設置が必要です。

 **税務課だより** 原動機付自転車などの廃車手続きは3月31日(火)までに

軽自動車税は、4月1日現在に登録されている方が納税義務者となります。他の人に譲渡している場合は名義変更の手続きを、いの町外に転出された場合は標識番号の交換・住所変更の手続きをしてください。

紛失・盗難などにより物件がない場合でも廃車の手続きをしないとそのまま課税されます。また、訪問回収などに回収を依頼される場合も必ずナンバープレートを返却のうえ廃車の手続きが必要です。なお、車両の排気量により取扱場所が異なります。下表を参照のうえ手続きをしてください。

➔ 手続先・持参する物

車種	手続先	名義変更に必要なもの	廃車に必要なもの	住所変更に必要なもの(転出された方)
軽自動車 軽二輪 (126～250cc)	軽自動車協会 ☎ 842-4311	・届出済証(検査証) ・新所有者の住民票	・届出済証(検査証) ・標識番号 (ナンバープレート)	・届出済証(検査証) ・新住所地の住民票
小型二輪 (251cc以上)	高知運輸支局 ☎ 050-5540-2077	・新・旧所有者の印鑑	・所有者の印鑑	・所有者の印鑑
原付 (125cc以下) 小型特殊	税務課 ☎ 893-1118 吾北総合支所住民課 ☎ 867-2300 本川総合支所住民課 ☎ 869-2112	・標識番号 (ナンバープレート) ・譲渡証明 ・新・旧所有者の印鑑	・標識番号 (ナンバープレート) ・所有者の印鑑	・標識番号 (ナンバープレート) ・所有者の印鑑 (新住所地で標識交付を受けてください。)

 **介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険の特別徴収(年金からの天引き)について**

4月・6月・8月の特別徴収金額は、原則として2月の特別徴収金額と同額を徴収します。ただし、国保税については、21年度中に75歳になられる方については、4月以降は特別徴収しません。なお、通知書は、7月の本算定時に送付します。

また、これまで納付書又は口座振替で納められていた方で、新たに4月から特別徴収が開始される方や、特別徴収されていた方で金額が変更となる方

(4月以降の特別徴収が停止される方を除く。)は、4月上旬に通知書を送付しますのでご確認ください。

▶ 問い合わせ

税務課 ☎ 893-1118
 吾北総合支所住民課 ☎ 867-2300
 本川総合支所住民課 ☎ 869-2112